

20210908-2\_【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 57：9 月 8 日からの一部地域におけるオムニバス・ガイドラインの発表（9 月 6 日、7 日発表））

【ポイント】

●9 月 6 日及び 9 月 7 日、フィリピン政府は、9 月 8 日からの一部地域におけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインを発表しました。

【本文】

1 9 月 6 日及び 9 月 7 日、フィリピン政府は、9 月 8 日から課す「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」地域のマニラ首都圏（NCR）、バターン州及びラグナ州と「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」地域に対するオムニバス・ガイドラインを発表しました。

発表内容については、IATF 決議第 137 号を参照してください。

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・決議第 137 号（警戒レベル・システムを備えたパイロット GCQ の延長）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210907-IATF-137-RRD.pdf>

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・決議第 137 号（警戒レベル・システムを備えたパイロット GCQ の延長）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210907-IATF-137-RRD.pdf>

・決議第 136-F 号（コミュニティ隔離措置の延長・変更等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210906-IATF-RESO-RRD.pdf>

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_013.html#ad-image-0)

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)